

下関市 産業廃棄物不法投棄(犯罪)に加担

鍬野保雄

黒井不法投棄は詐欺、不法投棄、不動産侵奪と三つの犯罪行為が行われています。市は今もなおこの犯罪を認めておらず、その犯罪行為を放置し、犯罪被害者の金山さんは今なお行政の規制権限不行使という職権濫用（刑法193条）により問題解決することが出来ません。また市だけでなく警察、検察も同じく解決に背を向けています。警察は市の姿勢を理由に金山さんの被害届を受理せず、検察は金山さんが出し続けた刑事告訴状を「複雑でまとめられない」と昨年12月に返却して来ました。そのため金山さんが弁護士にまとめてもらった新たな告訴状を本年1月19日に提出したにもかかわらず、今もなお受理、不受理も明らかにせず、担当検事は電話をしても連絡が取れず棚上げが続いています。つまり体制ぐるみでこの黒井不法投棄を事件化しないようにしているのです。問題解決のためには下関市の対応について広く市民に明らかにする必要があります。

1月19日に送付した刑事告訴状にもあるとおり、次の違法行為は明らかです。

① 産業廃棄物管理票報告書のデタラメ記載の受付は規制権限違反（刑法193条）

告訴状の第1、第2に見る通り、産業廃棄物管理票交付等状況報告書のデタラメは産業廃棄物管理のデタラメを表しています。とりわけ産業廃棄物が黒井の建設残土等に混入、放置されたままであり、廃掃法第十二条の三第一項所定の記載事項を欠いたり、虚偽の記載をした管理票を交付してはならないのであって、当然、届出することもできない。これは同法27条の2第1項1号に該当し、「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」の罰則が科せられるものである。にもかかわらず何ら規制権限を行使せず、産業廃棄物の不法投棄を見逃したのは規制権限義務違反であり刑法193条（職権濫用）に該当する。（別紙1〈株栄伸の報告書〉、別紙2〈株シモケン〉）

② 虚偽公文書回答（刑法156条）

「コンクリートくずは産業廃棄物か？」との市民からの公開質問状に対して「廃棄されたら廃棄物の可能性があるが、残土は廃棄物ではない。」との市の公文書回答は問いに対する答えになっていない。また廃棄物の定義から著しく逸脱している。廃棄物とは占有者の意思と物の性状によって判断されるものであり、占有者が15年間も放置した「廃棄物混り土」の利用には莫大な分別費用がかかるものであり、性状からも廃棄物と定義しうる。市の公文書回答は黒井に放置された廃棄物混り土が不法投棄であることを隠蔽するための非論理的な虚偽公文書回答であり、廃棄物規制権限を持ちながらそれを行使しないための虚偽公文書といえる。《印章・署名がある公文書（有印公文書）のときには、1年以上10年以下の懲役と定められ（刑法第156条）、なお、虚偽公文書は平成21（2009）年の中尾市長の回答書以来一貫して行われており、時効は成立していない。》

③ 産業廃棄物の不法投棄（廃掃法12条2項違反）

コンクリートくずは明らかに産業廃棄物であり、産業廃棄物（20品目）は廃掃法上、処分・

保管基準が規定され（法12条第2項「保管基準」）、これに反する産廃物の放置は不法投棄（法16条）に該当することを環境省にも確認済。

④ **改善命令も出さず（廃掃法19条3項の規制権限違反）**

市は現場を探查して産業廃棄物を確認した以上、業者に対して撤去するように改善命令（法19条3項）を行うことが出来たにもかかわらず、何ら行政指導もして来なかった。その結果、15年を過ぎた今もなお産業廃棄物の不法投棄が継続している。

⑤ **不法投棄は犯罪（廃掃法25条1項、32条1項1号）**

法人のかかわる不法投棄は「5年以下の懲役若しくは3億円以下の罰金、またはこれを併科する」（法25条1項及び法32条1項1号）とされている。

⑥ **告発義務違反（刑事訴訟法第239条2項）**

市自身もUとの口頭約束で不法投棄（犯罪）被害を受け、市民の共有財産の市有地4,351㎡を失う大損害を受けた。ところが市はUへ形ばかりの告訴を取り下げ、同人による黒井産業廃棄物不法投棄に対して告発も行わなかった。これは黒井不法投棄を犯罪と見ない立場を明らかにしている。公務員として「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない。」（刑事訴訟法第239条2項）に反している。

まとめ

- 本来、市は不法投棄被害の訴えに対し、迅速に現地を探查し関係業者から事情聴取し同工事に係った法人、個人に対して、放置された産業廃棄物を業者らに適法に処分させるべきであった。にもかかわらず黒井現地で廃棄物があることを確認しておきながら、被害者に対して「廃棄されたならば廃棄物の可能性があるが、排出者不明のため廃掃法の廃棄物ではない」というあり得ない廃棄物の定義の虚偽公文書回答により自らの廃棄物管理行政の責務を放棄し、被害者に自己解決を求めたことがこの発端である。
- そのため被害者の金山さんはこの建設残土等の撤去のために裁判を1，2次にわたる10年間の裁判闘争を含め、15年間以上の膨大な時間と労力を費やさせられた。
- 加害者Uは金山さんが被害にあう1年前、下関市との口頭契約で長府扇町の市有地4,351㎡を借り、そこに廃棄物混り土を不法投棄し、結局、同市有地を失わせた。ところが市はUへの告訴を取り下げ、黒井の産業廃棄物の不法投棄は行政指導もせず、告発もしない。市は黒井現地を建設残土等の最終処分場として莫大な不当利益を得たUを放置し、そのUによる賃貸契約不履行で不法投棄被害者の金山さんを見棄てた。市が産業廃棄物の不法投棄を認めないことは黒井不法投棄犯罪へのほう助、加担以外の何物でもない。
- 環境省の『行政処分の指針』（p44~45）にはこうした廃棄物の不法投棄には行政として警察とも連携して「積極的に告発しなければならない」旨規定されている。下関市は廃掃法と『行政処分の指針』に基づき産業廃棄物の不法投棄を認めなければならない。

以上